

平成22年11月8日  
大臣官房総務課情報公開文書室  
(担当・内線 室長平嶋壮州  
室長補佐大村良平  
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

## 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方自治体からの要望等)

### 本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年10月29日から平成22年11月4日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告  
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/11/08)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年10月29日～11月4日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
<b>行政相談室</b> (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	49	0	0	0	49
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	13	0	2	0	15
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	0	62	0	2	0	64

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	0
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	64

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年10月29日～11月4日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	49件	0件	0件	0件	49件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	49件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定 書類等の照会。		事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年10月29日～11月4日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	13件	0件	2件	0件	15件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	15件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	保険医療機関である病院が、通所リハビリテーションを行う場合、新たに通所リハビリテーション事業所の指定を申請する必要があるのかとのご質問をいただきました。		保険医療機関である病院が通所リハビリテーション事業を行う場合、新たに通所リハビリテーション事業所の指定の申請を行う必要はない旨説明しました。
2	介護療養型医療施設において理学療法を行った場合、何分以上であれば特定診療費を算定できるのかとのご質問をいただきました。		20分以上である旨説明しました。
3	鹿児島県のご担当者より、先日の大雨による被害で「GHにじのおか」が浸水被害を受けた。現在は同一法人である「老人保健施設にじのおか」の一部を間借りして、GH職員が利用者にサービス提供を行っている。このGHは通常通り報酬算定できるのかとのご質問をいただきました。		本案件は「GHサービスを提供している」のではなく「老人保健施設が基準第27条の規定で利用者を受けている」ことになる。そのため報酬算定上は老人保健施設の報酬を算定できることになる旨回答しました(老人保健課と協議のうえ回答)。
4	都道府県のご担当者から、病院と特別養護老人ホームが併設している場合、病院の診察室を特別養護老人ホームの医務室として共用することはできるかとのご質問をいただきました。		病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について(医政局長・老健局長連名通知)において、病院又は診療所の診察室と特別養護老人ホームの医務室は共用は認められないことが規定されている旨回答しました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。